

議案第 20 号

高知県市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が
脱退することに伴う財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、高知県市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

高知県市町村総合事務組合の財産処分を次のとおり定める。

高知県市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分については、四万十町に帰属させる。